

[調 査 の 説 明]

1 調査の目的

本調査は、中央労働委員会が取扱う労働争議の調整の参考資料とする（個々の調査原票を委員が利用する）ために情報収集することを主目的として、昭和27年以降毎年実施しているもの（昭和27年及び同28年は各々2回実施しているため、今回の調査で56回目）であるが、労使の円滑な自主交渉にも活用されるよう、参考までに産業別等に集計・公表しているものである。

2 調査対象期間

- (1) 平成17年6月分賃金締切日現在の賃金事情等を対象とし、同年7月以降に6月以前に遡って賃金改定が行われた企業については、賃金改定後による事情を調査した。
- (2) なお、次の事項の調査対象期間は以下のとおりである。
 - ① 一時金：平成16年9月～平成17年8月
 - ② 賃金改定：平成16年7月～平成17年6月（平成17年7月以降に決定したものであっても、対象期間まで遡及して改定するものを含む。）

3 調査対象企業

中央労働委員会が行う労働関係の調整の参考とするため、原則として次に該当する企業の中から独自に選定している。

- (1) 資本金 5億円以上
- (2) 労働者 1,000人以上

4 回答状況

調査対象企業数は373社（集計対象に係る企業は355社）で、回答のあった企業は248社（同235社）、回収率は66.5%（同66.2%）であった。

5 集計方法

- (1) 航空、病院、農協団体等一部の企業及び回答の遅れたものを除き、235社を集計対象とした。
- (2) 産業分類は、労働関係の調整の必要から独自に区分したものであり、日本標準産業分類による産業区分とは必ずしも一致しない。
- (3) 集計値は、原則として、集計した企業ごとの数値を単純平均した1社当たりのものである。
ただし、「労務構成」（平均年齢・平均勤続年数）（集計表第3表）、「平均賃金・平均所定外労働時間」（所定内賃金・所定外賃金・所定外労働時間）（同第4表）及び「賃金構成比」（同第5表）は同第2表の労働者数から、「実在者平均所定内賃金」（平均所定内賃金・平均勤続年数）（同第10表）は実在労働者数から、「年齢階級別所定内賃金の特性値」（同第18表）は年齢階級別労働者数から各々算出した加重平均値である。
- (4) 第9表、第10表及び第11表において、「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、全労働者の数値を「事務・技術労働者」として集計した。

6 主な用語の定義

- (1) 調査対象労働者の範囲
臨時・日雇労働者、パートタイム労働者等を除く全労働者とするが、回答企業の事情により、組合員のみを対象とした回答などが含まれている。
- (2) 事務・技術労働者及び生産労働者の区分

① 「事務・技術労働者」とは、管理、経理、営業、人事、福利厚生、研究等の部門に従事する常用労働者（単純作業に従事する者も含む。）をいう。

② 「生産労働者」とは、上記「事務・技術労働者」以外の常用労働者で、主に物の生産及び建設作業の現場において、生産業務及び生産工程に関する記録、検査、運搬、梱包等の業務に従事する者をいう。ただし、作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は「事務・技術労働者」とした。

(3) 年 齢

調査時点現在の満年齢とした。ただし、第9表、第10表及び第11表は平成17年4月1日現在。

(4) 賃金の区分

賃金の区分及び定義は、次による。

① 「所定内賃金」とは、毎月決まって支給する賃金のうち、所定内労働時間の労働に対して支給する賃金のほか、交替手当（所定内時間に係る深夜割増賃金を含む。）等の職務関連手当、通勤手当等の生活関連手当などをいう。

② 「所定外賃金」とは、毎月決まって支給する賃金のうち、所定外労働時間の労働に対して支給する賃金で、超過勤務手当（深夜割増賃金を含む。）、休日出勤手当、呼出手当などをいう。

③ 「実在者のモデル所定内賃金」及び「実在者平均所定内賃金」においては、基本給、奨励給、職務関連手当及び生活関連手当を含むが、交替手当及び通勤手当は除外している。

(5) 初 任 給

平成17年3月新規卒者の本採用時における所定内賃金（採用後、平成17年の賃金改定により変わった場合は改定後の額）をいい、諸手当のうち、労働者個人の事情により支給額に差異が生じる生活関連手当（地域手当を除く。）は除外している。

① 「最高額支給地区」初任給額とは、実際の採用時において、全国一律であった場合にはその額を、地域差があった場合には最も高い地域の額のものを用い、これらのうち、さらに職種、業務内容又は就業コース別に差異があった場合には、そのうち最も高い額のものを用い。

② 「最低額支給地区」初任給額とは、実際の採用時において、地域差があった場合の最も低い地域の額のものを用い、当該地域で、さらに職種、業務内容又は就業コース別に差異があった場合には、そのうち最も高い額のものを用い。

(6) 賃金改定額

調査対象期間に賃金改定の決定をみたもの（調査対象期間まで遡及改定したものを含む。）をいう。

(7) 一 時 金

「一時金」とは、平成16年年末及び平成17年夏季に支給した賞与一時金をいう。

(8) モデル所定内賃金、モデル一時金

学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢、勤続年数、扶養家族数）に該当する者に支給した所定内賃金及び一時金をいう。